

| |
|---|
| <p>(分野)</p> <p>公営企業</p> |
| <p>(要望事項)</p> <p>基準料金制度の見直し</p> |
| <p>(制度の概要)</p> <p>工業用水道事業費補助金の交付を受けた事業の料金は、一部の適用外の事業を除き、一定の基準料金の範囲内において定めるものとされている。ただし、天災地変等の工業用水道事業者の責に帰することができない事由で、基準料金の範囲内では事業運営が困難であると認められる事業については、別式による特例基準料金により、基準料金の2倍を限度として料金を定めることができる。</p> |
| <p>(要望内容)</p> <p>現実的なコストを考慮した基準料金制度への見直しを行う。</p> |
| <p>(要望理由)</p> <p>工業用水道事業においては、建設期間の長期化、水源費負担の増大等によって資本費が高騰の一途をたどっている状況から、実際のコストは基準料金を大幅に上回り経営の悪化を招いている事業が多い。</p> |
| <p>(規制の根拠となる関係法令、規則、通達等)</p> <p>工業用水道事業費補助金の交付を受けた事業の料金の取扱いについて（平成11年7月1日付け通商産業省環境立地局産業施設課長）</p> |
| <p>(関係省庁・担当課)</p> <p>経済産業省経済産業政策局産業施設課</p> |

| |
|---|
| <p>(分野)</p> <p>公営企業</p> |
| <p>(要望事項)</p> <p>工業用水道事業に係る供給規程変更時の届出方法の変更</p> |
| <p>(制度の概要)</p> <p>工業用水道事業法によると工業用水道事業の料金を変更する場合は、あらかじめ国（経済産業大臣）に届出をしなければならないとされている。 工業用水道事業費補助金交付規則では、補助金の交付を受けた工業用水道料金を変更する場合の国への承認申請に関する手続きが定められている。</p> |
| <p>(要望内容)</p> <p>工業用水道料金を定めた供給規程を変更する場合の国（経済産業省）への届出について、事前届出制とされているものを事後届出制に変更するよう要望する。</p> |
| <p>(要望理由)</p> <p>供給規程（工業用水道料金など）の変更については、工業用水道事業法で国（経済産業省）へ事前届出が義務づけられ、手続き行為を定めた工業用水道事業費補助金交付規則では、あらかじめ国（経済産業大臣）へ提出しなければならない書式（料金に関する説明書、収支見積書等）が定められている。 地方公共団体が行う工業用水道料金の変更は、ユーザーの理解とともに議会での審議、議決が必要であり、チェック機能が十分に働いていること及び水道事業では、料金変更に伴う供給規程変更の国（厚生労働大臣）への届出が事後とされていることから、届出方法の変更を要望するものである。</p> |
| <p>(規制の根拠となる関係法令、規則、通達)</p> <p>工業用水道事業法第17条第1項、工業用水道事業法施行規則第10条、 工業用水道事業費補助金交付規則第6条、工業用水道事業費補助金交付要領第9条</p> |
| <p>(関係省庁・担当課)</p> <p>経済産業省経済産業政策局産業施設課</p> |

| |
|--|
| <p>(分野)</p> <p>公営企業</p> |
| <p>(要望事項)</p> <p>工場立地法による企業の緑地整備負担の緩和</p> |
| <p>(制度の概要)</p> <p>製造業等に係る工場又は事業場が立地する際には、敷地面積に対し20パーセント以上の緑地整備が必要である。 なお、都道府県及び政令指定都市は、区域を定めて区域ごとに20パーセントを超え25パーセント以下、15パーセント以上20パーセント未満の緑地率を定めることができる。</p> |
| <p>(要望内容)</p> <p>工場団地等一定の範囲に緑地が計画的に配置されている場合（各種法規制に基づき、工場団地外周に緑地整備をしている場合）、企業の緑地負担の軽減を行うことにより、企業誘致の促進を図ることができるよう、現行の制度を改めるべきである。</p> |
| <p>(要望理由)</p> <p>緑地整備、その維持管理や工場拡張の際に制約が生ずるなど企業の負担が大きいため、企業誘致の妨げとなっている。</p> |
| <p>(規制の根拠となる関係法令、規則、通達等)</p> <p>工場立地法第4条、第4条の2、第6条 工場立地に関する準則 緑地面積率などに関する区域区分ごとの基準</p> |
| <p>(関係省庁・担当課)</p> <p>経済産業省 経済産業政策局地域経済産業政策課</p> |

| |
|--|
| <p>(分野)</p> <p>公営企業</p> |
| <p>(要望事項)</p> <p>高金利企業債の借換債の拡充等及び企業債償還期間の延長</p> |
| <p>(制度の概要)</p> <p>工業用水道事業に係る公営企業借換債は、水源開発に伴う資本費負担の増加等により経営に支障をきたしており、経営健全化対策を実施している事業及び資本費が全国平均を著しく上回っている事業（平成12年度における配水能力1m³当たりの資本費が12円以上）を対象とするものである。借換債の対象企業債は、原則として公営企業金融公庫資金をもって起こした企業債で、利率が年7.0%以上のものとしている。</p> |
| <p>(要望内容)</p> <p>公営企業金融公庫資金の借換債の大幅な拡充とともに条件緩和を図る。政府資金についても、同様の制度を新たに設ける。 また、企業債について、減価償却期間を考慮した償還期間の延長が可能となるよう、その拡充を図る。</p> |
| <p>(要望理由)</p> <p>地方公営企業の経営状況が厳しくなる中、政府資金及び公営企業金融公庫資金の支払利息額が膨張している。また、企業債の償還期間と減価償却期間との差により、資金不足を生じている。</p> |
| <p>(規制の根拠となる関係法令、規則、通達等)</p> <p>平成14年度の公営企業借換債の取扱いについて（通知）（平成14年4月19日付け総務省自治財政局公営企業課長，公営企業経営企画室長，地域企業経営企画室長）</p> |
| <p>(関係省庁・担当課)</p> <p>総務省公営企業課，財務省財政投融资総括課</p> |

| |
|--|
| <p>(分野)</p> <p>公営企業</p> |
| <p>(要望事項)</p> <p>医療関係業務における労働者派遣の適用範囲の拡大について</p> |
| <p>(制度の概要)</p> <p>現在、医療関係業務のうち、医師、歯科医師、薬剤師、診療放射線技師、歯科衛生士、歯科技工士の業務、保健師、助産師、看護師、准看護師の業務のうち、保健指導、助産、療養上の世話及び診療の補助、管理栄養士の業務のうち、傷病者の療養のため必要な栄養指導については、労働者派遣を受けることが認められていない。</p> |
| <p>(要望内容)</p> <p>労働者派遣が認められていない医療関係業務について、規制を緩和すべきである。</p> |
| <p>(要望理由)</p> <p>労働者派遣を活用することにより、業務の効率化が図られ、ひいては県民サービスの向上につながると考えられる。</p> |
| <p>(規制の根拠となる関係法令、規則、通達等)</p> <p>労働者派遣事業の適切な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律 第4条第1項第3号及び同法施行令第2条</p> |
| <p>(関係省庁・担当課)</p> <p>厚生労働省 職業安定局 民間需給調整課</p> |

| |
|---|
| <p>(分野)</p> <p>公営企業</p> |
| <p>(要望事項)</p> <p>検査業務の効率化及び簡素化の観点からの検査業務の委託範囲の見直し</p> |
| <p>(制度の概要)</p> <p>現在、検査業務において委託が認められているのは、微生物学的検査、血清学的検査、血液学的検査、病理学的検査、寄生虫学的検査又は生化学的検査であり、生理検査は委託が認められていない。</p> |
| <p>(要望内容)</p> <p>生理検査についても委託が認められるよう制度を改めるべきである。</p> |
| <p>(要望理由)</p> <p>生理検査を委託することにより、検査業務の効率化及び簡素化が図られ、ひいては県民サービスの向上につながると考えられる。</p> |
| <p>(規制の根拠となる関係法令、規則、通達等)</p> <p>医療法 第15条の2 同法施行令 第4条の7</p> |
| <p>(関係省庁・担当課)</p> <p>厚生労働省 医政局 指導課</p> |